

# 特定建設作業のしおり

騒音規制法、振動規制法及び山梨県の生活環境の保全に関する条例に基づく  
特定建設作業の実施の届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、工事の開始の7日前までに、次の要領で届出をしてください。

なお、作業がその作業を開始した日に終了する場合は、届出を行う必要がありません。

## 届 出 要 領

### 1 届出義務者

建設工事の元請負人で、法人の場合はその代表者です。

### 2 届出対象となる建設作業

建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法、振動規制法及び山梨県の生活環境の保全に関する条例により定められています。

ただし、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては、低騒音型建設機械として騒音規制法の除外対象となっているものがあります。

国土交通省のホームページまたは最寄りの市町村役場で確認できます。

### 3 届出期限

工事開始日の7日前までです。

### 4 届出書類

特定建設作業実施届出書

- (1) 特定建設作業実施届出書
- (2) 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
- (3) 付近見取図

### 5 指定地域

当該市町村役場で閲覧できます。

### 6 届出先

関係市町村役場

山梨県森林環境部大気水質保全課

平成28年2月改訂

○ 特定建設作業

建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法、振動規制法及び山梨県の生活環境の保全に関する条例に基づいて定められているものを特定建設作業といいます。

(1) 特定建設作業の種類

ア 騒音規制法

	特定建設作業の種類	適 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん※、圧入式くい打機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量(混練重量)がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

※もんけんは、人力によるものに限る。

## イ 振動規制法

	特定建設作業の種類	適 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	*もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、くい打くい抜機作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

## ウ 山梨県の生活環境の保全に関する条例

	特定建設作業の種類	適 要
1	くい打機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業に限る。
2	パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの。
3	バックホウ	原動機の定格出力が80キロワット未満のものに限る。
4	コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

## (2) 特定建設作業に関する規制基準

### ア 騒音規制法

規制種別	区域の区分	規 制 基 準
騒音の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時間に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間に行われないこと
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間に行われないこと
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	別表第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に 関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜日その他の休日に行われないこと

(注) 災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

<区域の区分>

別表第1号区域	① 特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域 ② 第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別表第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

イ 振動規制法

規制種別	区域の区分	規 制 基 準
振 動 の 基 準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベル以下
作 業 時 間 に 関 する 基 準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間に行われないこと
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間に行われないこと
1日当たり作業 時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	別表第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作 業 期 間 に 関 する 基 準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日 曜 休 日 に 関 する 基 準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜日その他の休日に行われないこと

(注) 災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は、ア 騒音規制法と同様です。

<区域の区分>

別表第1号区域	① 規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ② 制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別表第2号区域	規制区域のうち第1号区域以外の区域

ウ 山梨県の生活環境の保全に関する条例

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリートカッター
騒音の基準	第1号区域 第2号区域	85デシベル以下	75デシベル以下		
作業時刻に 関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時の間に発生するものでないこと			
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時の間に発生するものでないこと			
1日当たり の作業時間	第1号区域	10時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）			
	第2号区域	14時間を超えないこと（開始日に終了する場合を除く。）			
作業期間に 関する基準	第1号区域 第2号区域	連続6日を超えないこと			
日曜休日の 基 準	第1号区域 第2号区域	日曜日その他の休日に行わないこと			

(注) 1 災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は、ア 騒音規制法と同様です。  
2 騒音の測定地点は、特定建設作業の場所の敷地境界線です。

3 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

(3) 特定建設作業に関する改善勧告及び改善命令

特定建設作業による騒音又は振動が特定建設作業の規制に関する基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・改善命令がなされる場合があります。

(4) 参考例(くい打工法)

		騒音	振動	条例		
既設 ぐい	打撃による工法	もんけん（人力を動力とするもの）-----	×	×	×	
		ディーゼルハンマー-----	○	○	×	
		スチームハンマー-----	○	○	×	
		ドロップハンマー-----	○	○	×	
		打撃式併用工法	アースオーガー併用-----	×	×	○
	圧入工法	パイルマスター-----	×	×	×	
		圧入併用工法	ジェット圧入併用方法-----	×	×	×
		プレボーリング工法-----	×	×	×	
	振動応用工法	バイブロハンマー-----	○	○	×	
		振動パイルドライバー-----	○	○	×	
	埋込工法（セメントミルク工法）-----	×	×	×		
	機械掘	アースドリル工法-----	×	×	×	
		ベノト工法-----	×	×	×	
		リバーズ工法-----	×	×	×	
手掘	深礎工法-----	×	×	×		

(注) 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届出が必要です。 ○：届出必要 ×：届出不要

## 建設工事を行われる方へのお願い

- 1 工事の実施にあたっては、工事現場周辺の状況を十分に把握して、低騒音・低振動型の建設機械や工法を採用してください。
- 2 周辺の住民と事業場の方々に工事の概要・公害防止対策などについて、事前に説明してください。
- 3 工事現場には、住民の窓口となる責任者の氏名・連絡先を表示するとともに、現場担当者は騒音・振動の発生状況等を監視し、状況に応じて自主測定を行ってください。
- 4 騒音・振動以外にも、公害対策に十分留意し、粉じんの飛散の防止をするため、散水・覆い等を行うとともに、廃材等の処理についても適正に行ってください。
- 5 事故防止のために関係者以外の立ち入りができないような処置を行い、必要な場合は交通整理等の保安要員を配置してください。